

6月14日午前8時43分 M7.2 岩手・宮城内陸地震発生

6月14日午前8時43分ころ、岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード(M)7.2の地震が発生し、大崎市も震度6弱の地震に見舞われました。同日午前9時に災害対策本部を設置し、被害の全容掌握と救援、復旧に全力で対応しました。

阪神・淡路大震災に匹敵する規模の大地震により、300人を超える死傷者と、多くの土砂崩れや道路の崩壊が発生し、交通網が寸断されて孤立する集落が相次ぐ大災害となりました。

大崎市では、震源地の岩手県内陸南部や隣接の栗原市に比べて大惨事に至らずに済んだものの、人的被害、住宅、水道等のライフライン、道路の被害、上野目小学校をはじめとする公共施設の被害等、多くの被害を受けました。

被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧に全力で取り組んでまいります。また、今回の被災にあたり、各方面から温かい支援をいただきました。国や各政党、県・県議会の調査や激励の来訪、台東区や当別町など姉妹都市からのお見舞い、災害協定を締結していた各機関、団体の皆さまからも早速に対応をいただきました。心より感謝申し上げます。

つい1か月前、中国の四川省大地震で衝撃を受けた矢先のことでした。6月8日、岩出山では防災ヘリを活用して大規模地震を想定した訓練を、川渡では土砂災害に対する警戒避難訓練を実施したばかりでした。被災2日前の12日には宮城県沖地震の発生から30年目を迎え、被災の記憶を風化させまいと、気持ちを引き締めた直後での地震発生でした。

私たちはこれまで、国の調査委員会が発表した「宮城県では今後30年以内に99%の確率で発生する海溝型の大地震(予想M7.5)」への警戒心は強かったものの、内陸地震への警戒はやや薄かったのではないのでしょうか。

今回の地震との関係は分かりませんが、300年以内の地震発生確率は「ほぼ0%」と言われていた震源地付近の北上低地西縁断層帯をはじめ、日本国内には約2,000もの活断層が存在します。この地震列島に生きる以上、地震はいつでも私たちを襲うかわからないのです。

宮城県の災害史を見ると、県北地方に甚大な被害をもたらした内陸型大地震は、明治33年の遠田郡が震源地と思われる地震(M7.3)、昭和37年の宮城県北部地震(M6.5)、平成15年の宮城県北部連続地震(M5.6、M6.4、M5.5)、そして今回と、およそ100年の間に4回も発生しています。

地震大国日本。いつどこで地震が起きてても不思議でない、それをあらためて知らせた地震でした。市民一人ひとりが日常生活のなかで、防災への備えを基本としての「自助」、自主防災組織や地域防災力増強の「共助」、国や自治体の防災、減災体制強化の「公助」の連携を一層密にし、次の災いに生かしていきたいものです。

大崎市長 伊藤 康志



大崎市の被害状況 6月18日11時集計

人的被害	重傷	4
	軽傷	20
道路の通行止め	県道	3
	市道	12
	農道	2
	林道	5
	断水	348
水道	漏水	39
	全壊	0
家屋	半壊	1
	一部破損	14
	学校教育	21
公共施設	社会教育	26
	保育所・児童センター	4
	市営住宅	43
	農作物	7
	施設・設備	7
農業関連	ため池等の損壊	22
	観光施設	2
	温泉施設	4
	宿泊施設	19
	その他施設	2
観光関係	小売店	332
	大型店	26
	その他	2
商業関連	工業関連施設	5
	道路	60
工業関連施設	橋梁	0
	排水路	2
道路	公園	3
	落石・がけ崩れ	8
橋梁	電気	801
	排水路	2
公園	ブロック塀	42
	落石・がけ崩れ	8

■り災証明の発行について

家屋や家財道具等(店舗の場合は商品)すべてのものに対し、り災証明を発行しています。

申請の際に写真を添付したものについては、証明書を発行します。写真が添付できないものについては、その旨を、り災証明願に記載していただき発行します。

また、写真判定の中で、建物に関して災害減免に係るものは後日、市で調査をします。

り災証明の受付場所 ▶ 市役所本庁舎2階税務課
各総合支所総務課

持参するもの ▶ 被害状況の写真・印鑑

■市税等の減免について

地震等で被災した場合、市税、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。詳しくはご相談ください。

問 税務課家屋係 ☎ 23-2162 各総合支所市民税務課

■保険証を紛失した場合

地震のため、国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証を紛失した人が、医療機関を利用する場合は、氏名や住所を申し出ることによって受診できますので医療機関の窓口へご相談ください。

なお、再交付は市民課または総合支所市民税務課の窓口で手続きをしてください。

持参するもの ▶ 身分を証明するもの

■一部負担金の減免について

国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者が被災され一定の要件に該当する場合、医療機関で支払う一部負担金の減額や免除を受けることができます場合があります。詳しくはご相談ください。

問 保険給付課国民健康保険係 ☎ 23-6051
各総合支所市民税務課

各総合支所市民税務課 ▶

松山 ☎ 55-2112 岩出山 ☎ 72-1212 三本木 ☎ 52-211
鳴子 ☎ 82-2019 鹿島台 ☎ 56-7114 田尻 ☎ 39-1114



これが平日だったら(上野目小学校) 文部科学省の調査団(上野目小学校) 道路に大きな亀裂(岩出山地域) 各地でブロック塀が倒壊